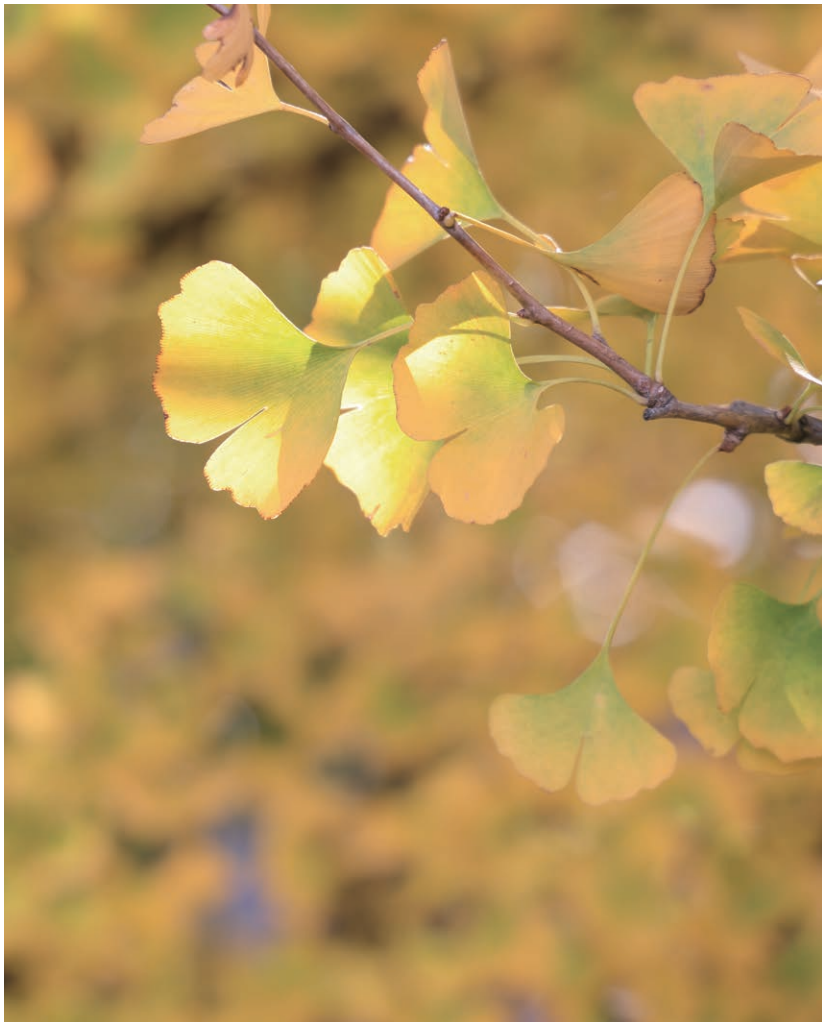


イチョウ

埼玉FPセンター ヤマト税理士法人 だより

編集発行人
代表社員・税理士
CFP・TLC
北村喜久則
代表社員・税理士
行政書士
北村秀子
顧問税理士
神田福男・新井　宏
鷲見守夫
事務所　〒336-0022
さいたま市南区白幡4-1-19
TSKビル5F
TEL　048（866）9734㈹
FAX　048（866）8591
https://www.yamatotax.com
mail tax@yamatotax.or.jp

◆ 11月の税務と労務

国　税／10月分源泉所得税の納付　11月10日
国　税／所得税予定納税額の減額承認申請　11月16日
国　税／所得税予定納税額第2期分の納付　11月30日
国　税／9月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　11月30日
国　税／12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）　11月30日
国　税／3月決算法人の中間申告　11月30日
国　税／個人事業者の消費税等の中間申告（年3回の場合）　11月30日
地方税／個人事業税第2期分の納付　都道府県の条例で定める日

11月（霜月）NOVEMBER

3日・文化の日　23日・勤労感謝の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	・	・	・	・	・

※税を考える週間　11月11日～11月17日

ワンポイント

商業登記電子証明書に「リモート署名方式」導入　商業登記電子証明書は、会社の代表者であることを証明するための電子証明書です。今年7月、新しい利用方法として「リモート署名方式」が始まりました。これまでの形式よりセキュリティが向上するとともに、スマートフォンのGビズIDアプリを用いてオンラインで電子署名を付与できます。

～年末調整・確定申告で要確認～
所得税改正のポイント

令和８年度税制改正では、所得税の基礎控除の引上げや給与所得控除の最低保障額の引上げなど、様々な改正が行われました。

年末調整や確定申告の時期を迎えるにあたり、これらの改正のポイントを整理します。

基礎控除などの引上げ

(1) 基礎控除

所得税額の計算をする際に、総所得金額などから差し引くことができる控除の１つに基礎控除があります。基礎控除は、納税者本人の合計所得金額に応じて決められています。

基礎控除については、令和７年度税制改正でも引き上げられましたが、令和８年度税制改正でさらに引き上げられることになりました（**図表１参照**）。

(2) 給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得の金額は、源泉徴収される前の給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出します。

こちらも令和７年度税制改正に引き続き、令和８年度税制改正で給与所得控除の最低保障額がさらに引き上げられ、令和８年分と９年分については、最低保障額が74万円になりました（**図表２参照**）。

(3) 扶養親族等の所得要件の改正

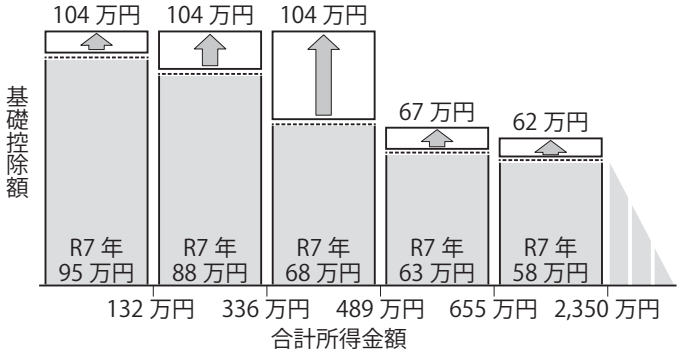
基礎控除額の引上げに伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました（**図表３参照**）。また、給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円から69万円に引き上げられました。

給与所得控除の最低保障額の引上げと扶養親族等の所得要件の改正により、親族等の合計所得金額に応じた配偶者特別控除額と特定親族特別控除額は、**図表４**のようになりました。

(4) 適用開始日

これらの改正は原則として令和８年12月１日に施行されます。月々の源泉徴収事務は令和８年11月までは従来どおりで、令和８年12月の年末調整等で改正を反映して精算します。

図表１　基礎控除の引上げのイメージ（令和８・９年分）



図表２　給与所得控除の改正

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	令和８・９年分	令和７年分
190万円以下	74万円	65万円
190万円超　220万円以下	74万円	収入金額×30%＋８万円
220万円超　360万円以下	収入金額×30%＋　８万円	
360万円超　660万円以下	収入金額×20%＋　44万円	
660万円超　850万円以下	収入金額×10%＋110万円	
850万円超	195万円（上限）	

通勤手当の非課税限度額

通勤のために自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額について、通勤距離が片道65㎞以上の人の1か月当たりの非課税限度額が引き上げられました。

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用している人に支給する通勤手当については、通勤距離が片道2㎞未満である人を除き、距離に応じた非課税限度額と1か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限5000円）との合計額が、非課税になります。一定の要件を満たす駐車場等とは、通勤のために使用する交通用具の駐車のための施設のうち、通勤手当の支払いを受ける人の勤務する場所の周辺またはその人が通勤のために利用する交通機関の駅などの施設の周辺にあるものをいいます。

この改正は、令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されています。ただし、同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものは除きます。

食事の現物支給

役員や使用人が使用者から食事の現物支給を受ける場合、従来は、①その役員や使用人から実際に徴収している対価の額が、その食事の価額の50％相当額以上であること、②その食事の価額から実際に徴収している対価の額を控除した残額が月額3500円以下であること、の2つの要件を満たすときは、その役員や使用人が食事の支給により受ける経済的利益はないものとされていました。

この取扱いのうち①は従来どおりですが、②の非課税限度額が月額7500円に引き上げられました。

また、使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について、所得税が非課税とされる1回の支給額が3000円以下から6500円以下に引き上げられました。

これらは、令和8年4月1日以後に支給する食事等について適用されています。

図表3　扶養親族等の所得要件

扶養親族等の区分	所得要件(注)	
	改正後	改正前
・扶養親族 ・同一生計配偶者 ・ひとり親の生計を一にする子	62万円以下	58万円以下
・特定親族	62万円超 123万円以下	58万円超 123万円以下
・配偶者特別控除の対象となる配偶者	62万円超 133万円以下	58万円超 133万円以下
・勤労学生	89万円以下	85万円以下

(注)　合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

図表4　改正後の配偶者特別控除額・特定親族特別控除額

配偶者又は特定親族の合計所得金額	配偶者特別控除額			特定親族特別控除額
	所得者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
62万円超　85万円以下	38万円	26万円	13万円	63万円
85万円超　90万円以下				61万円
90万円超　95万円以下				51万円
95万円超　100万円以下	36万円	24万円	12万円	41万円
100万円超　105万円以下	31万円	21万円	11万円	31万円
105万円超　110万円以下	26万円	18万円	9万円	21万円
110万円超　115万円以下	21万円	14万円	7万円	11万円
115万円超　120万円以下	16万円	11万円	6万円	6万円
120万円超　123万円以下	11万円	8万円	4万円	3万円
123万円超　125万円以下				
125万円超　130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超　133万円以下	3万円	2万円	1万円	

＜当事務所の業務内容＞

1．会　　計　⑴　会計システムのサポート（システム分析、記帳指導、TKC･JDL 他 OA 指導）
　　⑵　財務・金融面の指導（資金繰り指導、金融機関の御紹介等）
2．税　　務　税務代理、税務申告書の作成、税務相談、相続、贈与、事業承継設計
3．FP（ファイナンシャル・プランニング）業務（日本 FP 協会埼玉支部所属）
4．経営支援　会社設立、各種規程（就業規則等）の作成、管理会計指導（継続 MAS）
5．提 携 先　弁護士（峰岸）､司法書士（森崎）､社会保険労務士（戸田）､土地家屋調査士（片岡）､不動産鑑定士（鎌倉・岸田）、不動産会社は役割に応じて多種多様あり。
・　建設会社　積水ハウス、大和ハウス、旭化成、ミサワホーム他
・　保険会社　大同生命、オリックス生命、日本生命、ジブラルタ生命、NN 生命、朝日生命、あいおいニッセイ同和損保

（スタッフ）

第１監査班	①財務支援	水落大介（AFP）	―	辻　綾（FP）	―	松本由紀
	②　〃	福島美恵子（国税法人統轄）	―	浜崎雄樹（社会保険労務士）	―	井出さくら
第２監査班 柴崎コーチ 間口MBA	①経営支援	木村隆志（科目合格者）	―	山田直緒子（AFP）	―	掛川立夢
	②　〃	元橋暁潔（AFP）	―	馬場宏真	―	大湊康博
	③　〃	廣井里美（AFP）	―	阪野湧飛	―	曽我久美
第３監査班 神田・新井顧問	①資産税	武士俣治（国税審理官OB）	―	平野朋子（AFP）	―	島田菜月（FP）
	②　〃	北村実喜（２班兼任）	―	石津　悟（CFP・宅建）		

※　資格者　税理士７名（顧問含む）、社会保険労務士１名、行政書士１名、宅地建物取引士２名、税理士科目合格者４名、不動産コンサルタント１名、CFP３名、AFP７名、FP 技能士６名、生保資格者多数、損保資格者２名、秘書資格者２名

ふるさと納税ワンストップ特例制度

ふるさと納税は、自分の故郷や応援したい自治体へ寄附を行い、寄附金控除によって所得税や住民税が控除される制度です。控除を受けるためには確定申告が必要ですが、確定申告を行う必要がない給与所得者などがふるさと納税を行う場合、確定申告をしなくても控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」があります。

この特例は1月から12月までの間にふるさと納税の寄附先が５自治体以内の人が利用できる制度で、ふるさと納税を行う際に各寄附先に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。特例を適用すると所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の６月以降に支払う住民税の減額という形で控除が行われます。

税務の豆知識

年末調整で使用する控除証明書

年末調整で生命保険料控除や地震保険料控除などの適用を受ける場合には、保険会社などから書面により交付を受けた控除証明書などを申告書に添付等する必要があります。控除証明書は、毎年10月中旬頃から11月上旬頃にかけて、保険会社などから順次発送されます。

現在は、保険会社が控除証明書を電子データで交付し、従業員は電子データの控除証明書を勤務先に電子データのまま提出することができるようになりました。しかし、事業主側が電子データを受け付けることができない場合などは、国税庁が提供している「QRコード付証明書等作成システム」を利用して、電子データを書面で出力して提出を受けることもできます。

QRコード付証明書等作成システムは、スマートフォンは推奨環境外ですので、推奨環境を確認して利用してください。